

平成 26 年第 2 回阿武町議会定例会 会議録

第 1 号

平成 26 年 6 月 19 日(木曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 散 会 13 時 25 分

議事日程

開会 平成26年 6 月19日 (木) 午前 9 時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 議案第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(平成25
年度阿武町一般会計補正予算(第 8 回))

日程第 5 議案第 2 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(平成25
年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 5 回))

日程第 6 議案第 3 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町
税条例の一部を改正する条例)

- 日程第 7 議案第 4 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 議案第 5 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 9 議案第 6 号 阿武町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 7 号 阿武町使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 8 号 阿武町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 9 号 財産の取得について
- 日程第 13 議案第 10 号 平成 26 年度阿武町一般会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 14 議案第 11 号 平成 26 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別
会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 15 議案第 12 号 平成 26 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別
会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 16 議案第 13 号 平成 26 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第
1 回)
- 日程第 17 議案第 14 号 平成 26 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第
1 回)
- 日程第 18 委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

1 番	小	田	達	雄
2 番	小	田	高	正
3 番	白	松	博	之
4 番	中	野	祥	太 郎
5 番	西	村	良	子
6 番	末	若	憲	二
7 番	長	嶺	吉	家
8 番	田	中	敏	雄

欠席議員 なし

説明のため出席したもの

町長	中	村	秀	明
教育長	小	田	武	之
総務課長	花	田	憲	彦
民生課長	中	野	貴	夫
住民課長	中	野	克	美
経済課長	工	藤	茂	篤
施設課長	内	村	成	延
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	齊	藤		徹
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与 **なし**

事務局職員出席者

議会事務局長	梅	田		晃
議会書記	野	原		淳

開会 午前 9 時 00 分

開会の宣告

○議長(田中敏雄) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。

ご着席ください。開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

山口県内の梅雨は、平年より 5 日早く、昨年より 6 日遅い梅雨入りとなっておりますが、今年の梅雨は全国各地域で記録的な大雨の報道がされており、そのたびごとに昨年の 7 月 28 日、当町を襲った豪雨被害の記憶が脳裏をよぎって、今年は平穏な年であればと願っております。

さて、この 4 月、町民の大きな期待のもとに 8 億 2 千万円をかけてリニューアルされた道の駅も早 2 ヶ月が経過しようとしておりますが、利用者の評価などについては、良きにつけ悪きにつけ、いろいろとありますが、所期の目的達成のため、議会といたしましても議決した責任を議員一人ひとりが十分自覚し、町民の期待に応えなければと意を新たにしているところであります。

次に、今年 4 月から消費税が 8 パーセントに引き上げられ、さらに平成 27 年 10 月には 10 パーセントへと段階的に税率が引き上げられる予定になっております。増税分の使い道は、社会保障 4 経費、年金、医療、介護の高齢者 3 経費プラス子育て支援等に充てられますが、国民の負担を求める前に国会議員も自らの身を削って、襟を正すための改革をしなければ、国民の理解は得られないと思います。また、集団的自衛権の行使容認を、今国会で閣議決定することを巡って与野党の攻防が激化しており、国政の動きも関心深いところでありますが、我々地方においては、まず身近な問題からしっかり取り組んでいかなければならないと思います。

先般行われました、まちづくり懇談会での町民の皆様から寄せられた貴重な

ご意見、ご提言やまた、これから行われます一般質問等においての声をしっかりと反映し、まちづくりに取り組まなければ、行政、議会、町民が一体となった、小さくても個性が光る自立したまちづくりはできないと思います。27年度から始まります今後 5 カ年の阿武町の基本構想、基本計画が阿武町住みよいふるさとづくり計画審議会において検討がなされており、審議会においても町民の声が十分反映されるものと期待をしております。

本定例会に付議されます案件は、議案 14 件、全員協議会における報告 3 件、また 3 人の方から一般質問の通告がなされております。議員の皆様の厳正、公平な判断と慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

○議長 ただ今の出席議員は、8 人全員です。定足数に達しておりますのでこれより平成 26 年第 2 回阿武町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、一般質問、議案説明、質疑、委員会付託です。

議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる 3 月 5 日開催の平成 26 年第 1 回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

3 月 8 日、町内中学校の卒業式が挙行され、議員各位出席され祝意を述べられたことはご高承のとおりであります。

3 月 16 日、JA あぶらんど萩農業振興大会が、萩市民館大ホールで行われ、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

3 月 20 日、町内小学校の卒業式が挙行され、議員各位出席され祝意を述べられたことはご高承のとおりです。

3 月 22 日、平成 25 年度第 12 回みどり保育園卒園式が実施され、副議長が出席しました。

3 月 27 日、山口県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙が執行され、山口県町議会議長会推薦で、本職が選出されました。

4 月 2 日、平成 26 年度阿武町立小中学校の教職員着任式が町民センターで開催され、本職が出席しました。

4 月 3 日、平成 26 年度第 13 回みどり保育園入園式が実施され、本職が出席しました。

4 月 4 日、山口県町議会議長会臨時会が山口市の県自治会館で開催され、役員
の補欠選任の結果、本職が副会長に選任されました。

4 月 11 日、平成 26 年度阿武町戦没者追悼慰霊祭が町民センターで開催され、
議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

同日午後、平成 26 年度萩石見空港利用拡大促進協議会総会が益田市市民学習
センターで開催され、本職が出席しました。

4 月 13 日、第 9 回あぶ芸能祭が町民センター文化ホールで開催され、議員各
位参観、応援されたことはご高承のとおりであります。

4 月 18 日、山口県町議会議長会による村岡新山口県知事への表敬訪問が県庁
で実施され、本職が出席しました。

4 月 20 日、道の駅阿武町リニューアルオープン記念式典が現地で開催され、
議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

5 月 17 日、福栄羽賀台産業廃棄物最終処分場建設計画反対総決起大会が萩市
民館ほかで開催され、本職が出席しました。

5 月 27 日、萩広域シルバー人材センターの平成 26 年度定時総会がサンライフ
萩で開催され、本職が出席しました。

また同日、平成 26 年度一般社団法人無角和種振興公社の会員総会が役場会議

室で開催され、本職が出席しました。

5 月 31 日、萩市医師会定時総会が萩市萩本陣で開催され、本職が出席しました。

6 月 12 日、議会運営委員会が開催され、今期定例会に関する協議がなされました。その結果につきましては、お手元に配付の資料のとおりです。

6 月 15 日、ふれあいピアリンピック 2014 が萩市民体育館で開催され、本職が出席しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

○議長 ここで本定例会の開会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長(中村秀明) 平成 26 年第 2 回阿武町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私ともにご多繁の中を本定例会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。心から厚くお礼申し上げます。

さて、今月 2 日の梅雨入り発表から 2 週間余りが経過をしたところでありますが、本日は好天となったものの、梅雨入り後は梅雨相応の天候の日が続いておりますが、今年は 5 月初旬の福賀地区の田植え時期から今日まで、昨年のような水不足による農作業の遅れもなく、順調に農作業が進んでいるとお聞きをしているところでございまして、一安心をしているところでありますが、今後の農作物の順調な生育を願うとともに、昨年のような豪雨による災害の発生が起らないことを心から願っているところでございます。

こうした中、去る 5 月 19 日、そして 22 日と 23 日の 3 日間の日程で、ご案内のとおり町内各地区で開催をいたしました、まちづくり懇談会ではありますが、今

年は特に宇田郷地区において、大雨の際の宇田郷地区の孤立の問題が取り上げられ、これへの対応や要望等も多く出されたところでもあります。申し上げるまでもなく、これは国道 191 号、木与宇田間の事前通行規制区間の問題と、そして山陰自動車道、益田萩間の整備に大きく関連をいたしますが、なかでも木与宇田間の連続雨量 200 ミリの規制基準は変更ありませんが、特例として、従来緊急車両のみ保安員の先導による通行が許可をされていたところではありますが、地元からの強い要望を受けまして、今回から緊急車両とそれに追従する家族の車両については、一体のものとして通行を許可する特例措置が取られることとなったことは、朗報ではありますが、一方で、新たに須佐トンネル出口付近の仮設道の崩落の可能性の観点から、連続雨量 150 ミリを超過した場合は、惣郷の桂昌寺下の国道の、除雪車両車庫から須佐方面への通行止めの措置が取られることになり、このことは J R の運行は別として、まさに宇田郷地区の孤立を意味するものであります。しかしながら、現時点では、どう考えてもこれを解消する有効な手立てはない訳でありますので、やはり緊急時の代替路線機能も含めた意味で、早期の山陰自動車道の整備と、これへの宇田郷地区からのアクセスは大変重要な課題であり、一層その重要性が増したと言えるところでもあります。

このような中、今月 2 日には山陰道、益田市須子、萩市間の優先区間の絞り込みにも関連する、国土交通省の社会資本整備審議会道路分科会第 2 回中国地方小委員会が開催をされたところではありますが、今後アンケートや地域の意見聴取等を実施した中で、優先整備区間の案が作成されることが確認されたと聞いておりますので、本町といたしましても、アンケートやヒアリング等に積極的に協力をしながら、一方で早期の事業化に向けた要望活動も、議会そして町民と一体となって今まで以上に強力に進めて行きたいと考えているところでもありますので、議員各位にもご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申

申し上げます。

それでは、本日の議会定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします。諸案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成 25 年度阿武町一般会計補正予算（第 8 回））から議案第 5 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の 5 議案につきましては、いずれも専決処分ではありますが、議案第 1 号につきましては、平成 25 年度一般会計について、年度末の事業予算の追加に伴い、事業執行予算を早急に補正する必要性が生じたための、平成 26 年 3 月 31 日付けの補正予算の専決、そして議案第 2 号につきましては、平成 25 年度簡易水道事業特別会計について、惣郷簡易水道災害復旧工事に関する繰越に不測の日数を要したための繰越明許費に関する 3 月 31 日付けの補正予算の専決、そして議案第 3 号につきましては、法人町民税や軽自動車税の税率改正等に係る地方税法の一部改正が 3 月 31 日付けで公布され 4 月 1 日から施行となったための 3 月 31 日付けの阿武町税条例の一部改正の専決、また議案第 4 号につきましては、これも地方税法の一部改正に伴う課税限度額の引き上げ等に係る 3 月 31 日付けの阿武町国民健康保険税条例の一部改正の専決、さらに議案第 5 号につきましては、これも阿武町国民健康保険税条例の一部改正ではありますが、国保税の第 1 期分の納期が 6 月 1 日から始まることから、税率を 5 月 31 日までに定めなければなりませんので、5 月 30 日をもって専決処分を行いましたので、地方自治法の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

次に議案第 6 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例につきましては、宇田中央地区町営住宅の供用開始に伴う阿武町営住宅条例の一部改正であります。

次に議案第 7 号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例につきましては、

これも宇田中央地区町営住宅の関係であります。駐車場の供用開始に伴う阿武町使用料条例の一部改正であります。

次に議案第 8 号、阿武町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、土地区飲料水供給施設の供用開始に伴う関係条例の一部改正であります。

次に議案第 9 号、財産の取得について、につきましては、グリーンパークあぶの東側、上手に新たに分譲宅地を造成するため用地を購入することといたしましたので、この財産の取得に係る議決をお願いするものであります。

次に議案第 10 号、平成 26 年度阿武町一般会計補正予算(第 1 回)につきましては、今回の補正額は 5,562 万 5 千円の増額で、補正後の歳入歳出予算の総額は 28 億 862 万 5 千円となったところであります。

それでは今回の補正の歳出に係る主なものを申し上げますと、各款において人事異動等に伴う人件費の調整を行っておりますが、このほかに総務費につきましては、番号制度の導入のための社会保障、税番号制度システム整備業務委託料の新規計上、そしてグリーンパークあぶに配置するグラウンドゴルフセットやテント等に係る一般コミュニティー助成事業補助金の新規計上が主なものであります。次に民生費につきましては、新たに設置した福賀児童クラブに配置するテレビほかの備品購入費の新規計上ほかであります。次に衛生費につきましては、県のグリーンニューディール基金事業による海岸漂着ゴミ回収及び処分委託料の新規計上ほかであります。

また、農林水産業費につきましては、福賀久瀬原地区の農地を、農地中間管理機構を通じて福の里に集積することによる農地集積集約化対策事業交付金の新規計上ほかであります。次に商工費につきましては、主に道の駅関連であります。また、総務部門強化のための既存施設の改修工事費、そしてトイレの給水を安定させるための受水槽の設置や配管工事費、反射板等の構内安全施設整備

工事費等を新規計上したほか、町の観光パンフレットの増刷費などを計上しているところがございます。

また、教育費につきましては、利用者から要望の強い町民センター裏駐車場の照明設備工事費及び故障した調理室冷蔵庫の更新経費の新規計上ほかであります。次に災害復旧費につきましては、25 災公共土木施設災害復旧工事費の増額であります。道路 3 箇所、河川 6 箇所について査定決定金額の単価更正等による事業費の変更に伴う増額計上が主なものであります。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 11 号から議案第 14 号までにつきましては、平成 26 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計ほか、特別会計の補正予算でありますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

次に、全員協議会における全協報告第 1 号、平成 25 年度阿武町繰越明許費繰越計算書の報告について、につきましては、平成 25 年度一般会計及び簡易水道事業特別会計の繰越明許費について、地方自治法施行令の規定により、その結果をご報告申し上げるものであります。次に、全協報告第 2 号、契約の締結について、につきましては、町の執行に係る工事請負契約等の締結についてご報告を申し上げるものでございます。次に、全協報告第 3 号、株式会社あぶクリエーションの経営状況について、につきましては、地方自治法の規定に基づき、その経営状況のご報告を申し上げるものでございます。

以上、本日ご提案申し上げ、ご審議を頂きます議案等につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご提案いたしました議案等のなお詳細につきましては、その都度担当参与からご説明をいたさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、6 番末若憲二君、7 番長嶺吉家君、を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る 6 月 12 日に開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 6 月 23 日までの 5 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から 6 月 23 日までの 5 日間と決定しました。

日程第 3 一般質問

○議長 日程第 3、一般質問を行います。質問の通告者が 3 人ありますので、議長において通告順に発言を許します。はじめに、2 番小田高正君、ご登壇ください。

○2 番 小田高正 皆様おはようございます。小田高正です。

私からは、大きく 2 点、まちづくりの仕組みづくり、それから人づくりについて質問をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

一つ目として、まちづくりのマーケティング戦略についてですが、ご説明をさせていただきます。

我が国の現状は、高度経済成長期から安定期を経て緩やかな人口減少社会を向かえ、全国的にその勢いは加速されると予想されます。しかし、どんな市町村も地元を思う気持ちやどうにか活性させたいという気持ちに限界はありません。単独町政を選択した阿武町こそ、小さい町だからこそ出来る楽しさがあり、中村町長が職員時代から培われた財政規律のもと、阿武町には健全な財政力があります。

現在、阿武町は隣接する益田市、萩市と共に山陰自動車道早期整備に向け、執行部及び議会も一体となって取り組んでいるところであります。

さて、交通網が整備されますと防災、医療等緊急時の対応や観光、物流の面からみても大きな波及効果が予想されます。その反面、阿武町のような小さな町に山陰自動車道が完成し、インターチェンジが設置された場合、インターチェンジから降りていただく大きな魅力がなければなりません。インターチェンジ設置が最終目標ではなく、インターチェンジにプラス要素を加えることが重要です。将来、この道路が完成されると、町外でトイレ休憩や魚介類の買い物をされた場合、そのまま阿武町を通過されることが予想されます。一部で道の駅巡りをされる方もおられると思いますが、大半の方は一つ二つの町を飛び越えて、高速道路というものは利用されます。つまり、阿武町に魅力がないと途中下車してくれないのです。

今述べたことは、高速道路の有無だけが問題ではなく、まちの魅力をつくる仕組みの問題です。中村町長は、幾度となく、何としても道の駅阿武町を成功させたいとおっしゃっています。私もこのことは、議員として共感しており、営業企画経験を活かし今後も活動して参ります。この思いを実現するためには、道の駅の建物が新しくなっただけに留まらず、外観を大いに活用することです。遊歩道、海、魚、温泉を点だけではなく点を線に結びつけ、町の魅力を発揮し、進化した独特ある阿武町の仕組みをつくることです。そ

して町外の方や若い方からも、阿武町が変わってきたねと感じていただくことが評価であり、第一次産業活性化の入口にもなります。

その一つ目の仕組みとして遊歩道を活かし、漁協や漁業者と連携し道の駅裏に乗り場をつくり、仮称ではありますが、鹿島湾遊覧船を定着させ、鹿島湾を一周する観光スポット開発とその延長線上で遊漁事業を活性させることです。阿武町とその海を知る漁業者の強みの部分と既存の船を活かし、阿武町のおもてなしを提供し、阿武町から出発したともいえる、幻の高級魚キジハタの宣伝も大いに期待でき、ともに町外の方との交流も盛んになり、ひいては阿武町の各地区の農林水産物の紹介もできると思います。またそういう仕組みをつくれれば全力でやってくれる漁業者もいると思いますし、活動や取組みはホームページやソーシャルネットワークサービス、SNS を大いに活用できます。現在行われている藻場の育成等、海の中の環境整備と海の上の観光開発をセットで行うことが重要です。産業と観光をリンクすることで、阿武町独自の農業と漁業を一体化した 6 次産業の後押しにもなり、リニューアルオープンし大勢の来店が予想されるこの機会に道の駅という胴体に手足を付け、道の駅発祥地にふさわしい新しい産業の芽を开花させなくてはなりません。また、今後の阿武町にとって、まち興しの基本となる産業育成支援や観光開発は最重要課題です。

二つ目の仕組みは、フィッシングパーク構想です。海を最大限に利用する手段の一つとして道の駅裏の敷地を最大限に活かし、釣り場と休憩施設をつくり、釣りを愛する人や親子連れなど朝から夕方まで滞在できる一日パークの提供です。お昼には道の駅でお食事、夕方には温泉というふうに自然に道の駅をご利用いただく水産観光ビジネスを県などと手掛け、知恵を絞り、阿武町独自の新たな戦略と工夫をされてみてはどうでしょうか。道の駅阿武町については、テント 2 つから始まっています。阿武町しか出来ないことが、ま

だまだあると思います。

三つ目の仕組みとして、阿武町が誇れる清ヶ浜ビーチの周辺整備です。現在、誰もが、きれいだね、で終わっているのが現状と思われま。この綺麗な海に仕掛花火を打つ時がきたと思います。8 億超の税金を投入した道の駅阿武町です。町民の皆様もあらゆる展開に期待しています。議員としても阿武町活性に燃える今こそ、この道の駅に拍車をかけるための連動する場所が必要と考えます。これらは、道の駅をご利用いただくためのマーケティング戦略の一つです。ここで皆様方にマーケティング戦略の説明をしておきます。マーケティング戦略というのは、提供者、いわゆる阿武町から消費者に至るサービスの流れと商売のやり方、工夫の世界です。また、消費者が効率的でなければならないという原則があります。次に、マーケティング戦略には、機会を逃さないことが重要なポイントです。清ヶ浜ビーチの後ろには隣接する旧木与老人施設跡地があります。この跡地をまず、海水浴客の駐車場にしてみてもどうでしょうか。また夏場になると多くの海水浴客が訪れますが、木与地区のパーキングに止めずに狭い町道入口周辺の路肩に駐車され、海水浴客だけでなく地域住民の交通にも障害があるということです。観光をこれらの交通対策としても利用でき、道幅拡張と駐車場設置により、交流施設やオートキャンプ場など、今後の新しい阿武町を提供する季節的なビジネスヒントや若者の雇用も考えられます。大きな看板、広い駐車場は人の流れを支え、消費者つまり利用者が効率的になります。191 号線をご利用頂く事により道の駅阿武町の利用促進も期待できると思います。

そこで中村町長に質問します。

リニューアルオープンした道の駅阿武町も一年経過するとそのネーミングは終わります。そこで、阿武町に来ていただく仕組みのプロセスとして、この道の駅を、1 発祥の駅、2 リニューアルの駅、3 観光の駅としてさらに飛

躍するために、鹿島湾の観光や清ヶ浜の周辺整備により、これらの点を線で結び付け阿武町の面として、中村町長の掲げる、道の駅を起点とした阿武町のまちづくりの柱とされてみてはどうでしょうか。お尋ねします。

○議長 ただ今の、2番、小田高正君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 2番、小田高正議員から、まちづくりのマーケティング戦略についてのご質問にお答えいたしますが、まず、最初に具体的に3点ほどご提案いただきましたこと、誠にありがとうございます。

ご案内のとおり、阿武町が単独町政を選択して10年が経過し、また阿武町が昭和30年に町制を施行し、来年1月1日には60周年を迎えるところでございます。冒頭、小田高正議員が触れられました、人口減少社会に関連し、阿武町の人口動態を見てみますと、直近の平成22年の国勢調査人口は、町制施行時に比べ、約3分の1まで減ってきているところでございます。また、去る6月4日に公表されました、厚生労働省の2013年人口動態統計では、平成25年の出生数は、日本全体で過去最少の数字を公表されたところでございますし、そして、5月8日の日本創成会議、人口減少問題検討分科会の発表では、2040年には、約30年先でございますが、全国の約半数に当たる896の市区町村で、20代、30代の女性人口の減少により、消滅の可能性がある、地方公共団体、そして、首都圏においても、出生率の低さと、やがて地方からの人口流入が減少する中で、高齢化と人口減少が一挙に進むとされているところでございます。

そうした中で、国においては、6月下旬に閣議決定を目指す、骨太方針の骨子案において、50年後に人口1億人程度の安定した人口を保持すると、初めて人口減や少子高齢化対策が目標に掲げられたところでございます。これまで、この人口減少あるいは高齢化の問題は、主に山間部などの過疎地の課題ととられてきたところでございますが、こうして国においても、人口問題が掲げられ

るなど、今や、首都圏も含めた、全国の共通課題となってきたのが現状でございます。

このように、人口減少社会は、一挙に進むとされているところでありますが、阿武町におきましても、前から申し上げておりますが、定住そして少子高齢化は重要な課題であります。今後ではなく、まさに今から、阿武町の将来の振興、発展を考えたとき、中でもとりわけ、人口定住対策と産業の振興対策は、大変重要な施策と認識をしているところでございます。

そうした中で、ご案内のとおり、去る 4 月 20 日に、道の駅阿武町をリニューアルオープンいたしました。平成 3 年に第 1 回道の駅実験事業に参画し、平成 5 年に全国第 1 号の道の駅として認定をいただき、以後、事業を進めてまいりましたが、平成 20 年に、道の駅再生に向けての検討委員会を発足し、そして議会の皆様等も含めて度重なる協議を進め、新たな方向性を決定し、昨年 6 月、工事に着手し、今年の 3 月下旬に完成、そして 4 月 20 日のリニューアルオープンに至ったところでございます。現在、この道の駅、国土交通省から認定を受けています道の駅は、これからオープンする駅を含めてありますが、全国で 1,030 駅、中国地方には 95 駅でございます。平成 5 年の道の駅の制度の発足時には全国で 103 の道の駅でありましたから、丁度 10 倍まで増えてきているということでございます。そうした中で、このたび全国唯一の発祥の駅として、道の駅阿武町が、ほぼ全面的にリニューアルすることに関し、所管官庁であります国土交通省、あるいは道の駅、関係機関など、内外から高い注目や期待の中でのオープンであり、オープン当日は、大変混雑いたしましたところでございます。そして、その後も順調に多くの方々にご来場いただいているところでございます。このたび、このように数多くの方にご来場いただき、注目や期待を集めた中、全面的にリニューアルオープンしたことで、今後の町政発展にとりまして、これが極めて重要な位置にあることを、改めて強く認識しているところでござい

ます。

こうした中で、このたび、まちづくりのマーケティング戦略について、小田議員から様々な貴重なご提案をいただきました。鹿島の遊覧船や遊漁の事業、またフィッシングパーク構想や清ヶ浜ビーチの周辺整備、そして、点を線で繋げるまちづくりの魅力の発揮など、その一つひとつが大変重要なご提案でございます。

また、今後、当町においても山陰自動車道の整備が予測される中、多くの方にとって、道の駅自体が目的地となり得るように、今後とも道の駅の魅力を作り、そして育てていくこと、また加えて、阿武町内に様々な魅力を創ることなど、私も同感でありますし、今後の阿武町発展に大変重要であると考えているところでございます。

ご提案は、こうした議員のまちづくりに対する真剣な思いの表れと厚く感謝を申し上げるところでございますが、阿武町に魅力を創ることについては、そこに人々のニーズを見いだすこと、また逆に、新たなニーズを掘り起こすことも必要であるとも言えますが、さらには、その投資効果や地域への波及効果など、検討が必要と考えているところでございます。

私は、地域振興に対する考え方といたしまして、先ず 1 点目として、道の駅そのものの魅力づくりを図っていくこと、そして道の駅の魅力、拠点とする施策が、阿武町全体に波及するように進めることが大切であると考えているところでございます。このことについて、まず、道の駅は阿武町の国道 191 号の西の玄関口であり、多くの方が訪れるウエルカムゲートとも言えます。この道の駅を拠点として、より多くの方が滞在し、また、町内の各地を訪れ、これが地域振興に繋がるということが重要であると考えているところでございます。

2 点目は、地域特性の活用であります。阿武町は、海と山、素晴らしい自然や新鮮な農林水産物に恵まれた地であります。この地域の特性を活かせるよう

な施策の構築が大切であると考えているところでございます。

3 点目に、地域経済への波及効果です。実際、人が地域を訪れ、若しくは地域に滞在し、そうした人の流入効果により、町内での消費等、経済効果に繋がるよう進めていくことも必要であります。

道の駅の基本機能は、道の駅認定条件であります、道路利用者の休憩機能、そして地域の人々の情報発信機能、また地域が連携する地域の連携機能、これら 3 つの基本機能があります。

さらに、こうした道の駅基本機能に加えて、近年では、地域独自の機能を付加し、地域の特色を生み出す取り組みが進められております。それは、例えば防災拠点機能や文化活動促進機能など、地域により、その取り組みは様々であります。

ご案内のとおり、今年度、道の駅阿武町には、当初予算で予算計上させていただきましたが、総合案内板を設置いたします。先ほど、国道 191 号の西の玄関口と申しましたが、道の駅を訪れる人々に対して、来町を歓迎する意味を込め、また、阿武町を紹介し、さらに、ここから町内各地域を訪れていただけるような内容にしたいと考えているところでございます。

冒頭ご紹介いたしましたとおり、今年度は、平成 17 年に単独町政を選択して 10 年目の節目を迎えますが、それと同時に、今年度は、平成 27 年度から始まる、新たな阿武町総合計画を策定する年に当たります。今年 12 月には、新たな計画をお示ししたいと考えておりますし、現在、そのためのワーキングチーム等も立ち上げているところでございます。

こうした状況の中、いずれにいたしましても、今後も限られた財源の中で、ニーズを考慮し、そして優先順位を付けながら、健全財政を堅持した中で、道の駅の周辺整備を含めた道の駅全体の魅力づくりをさらに図り、産業振興、そして観光振興等に繋げてまいりたいと考えておりますので、どうかご理解とご

協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で答弁を終わります。

○議長 2 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2 番、小田高正議員「はい再質問」という声あり。)

○議長 2 番。

○2 番 小田高正 今、町長から詳しい説明をいただきまして、大変ありがとうございます。

営業会議みたいな感じですね、ニーズ調査、それからニーズ喚起、それから将来的に地域にお金が落ちる費用対効果ですか、そういったものをしっかりと今、言われましたんで、その質問は今の答弁で非常にありがたかったというふうに思っております。なお、私の提案が今、建設的に聞いていただけたということで、私も今から町行政に対して、いろんな企画提案もこれからはしていきたいというふうに思います。

私が今回言いたかったのは、行政、そういった組織でありますけども、いろんな外部の知恵とか、町民の皆様の新しい知恵とか、いろんな今からは声がかかるかもしれませんけども、今からはとにかく、まちづくりについては、どこの市町村もそうかも知れませんが、商売人気質が必ず必要ということが求められておられます。卵の黄味、目玉焼きですよ、今日は傍聴される方もいらっしゃるんで、分かりやすく言うと、目玉焼きの原理ですけども黄味の部分は道の駅、白味の部分が道の駅の周辺、で今町長が言われましたけども、黄味の部分をしっかりとしていきたい、そうなれば基本的には従業員のサービスであったり、商品の陳列であったり、様々な店内努力がいるということが、黄味の部分、そういったことが今から、農林水産物の提供であったり、いろいろな産地の紹介であったりするかも知れませんが、今言われましたように、黄味の部分、その辺もしっかりやっていたらと思います。

○議長 答弁が要りますか。町長。

○町長 先ほどから貴重なご提案をいただきまして、本当にありがとうございます。

基本的に、先ほど申し上げましたが、とにかく道の駅本体を思い切って、新たにリニューアルした訳でございます。そして、多くの方に来ていただいておりますが、やはり本体がしっかりしなくては、まずいけませんから、これからハード部門は終了いたしましたのでソフト部門の方をしっかり上げていければというふうに思っております。そして道の駅に来られた方々に、私はリニューアルオープンの式典の際にもご挨拶で申し上げましたが、とにかくもう一回道の駅に、阿武町に来てみたいというような、そういった道の駅にしなくてはいけないというふうに申し上げたところでありますし、やはりそれが基本になるところだろうと思っております。その中で、今、阿武町がこれからやらなくてはいけないことが、まず 1 点目が、道の駅の周辺整備でございます。これは利用される方からのニーズなり町民の方からのニーズをお聞きをしております。あの中で、これから何の施設が必要であるか。そのことをやっぱりこれからの、今年策定する基本計画に、しっかりそのことを踏まえた中で、計画に織り込んでいくと、このことが重要であると思っております。

そして次に、周辺整備と同時に、先ほども少し触れましたが、阿武町全体の案内を、道の駅を核にして、いかにしていくか。これは道路の問題もあります。また、距離が遠いという問題もありますが、やはり産業振興を考えたときに、その中で、やはり観光対策ということは、抜きにして産業振興を考えるとすることはできないだろうと、いうふうに思っておりますので、先ほど具体的にご提案いただきましたが、どのような形でそれを図っていくか、そのことは今から検討していく必要があるだろうというふうに思っております。

ます。基本的な思いは、小田議員と私と、共通の認識を持った中で、あるというふうに認識をしております。また、議員の皆さんの中にも、多くの方がそういった共通認識があると思っておりますので、これからご意見等お聞きする中で、また先月の 28 日に住みよいふるさとづくり計画審議会も第 1 回目をいたしまして、今のような民間の方も多くいらっしゃいますから、そういった視点が違うところでのご意見等もいただけるというふうに思っておりますので、また議員の皆様とも相談しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○議長 2 番、再々質問はありますか。

(2 番、小田高正議員「ありません」という声あり。)

○議長 では、2 番、続いて 2 項目目の質問を許します。

○2 番 小田高正 それでは、2 点目の質問をさせていただきます。

窓口対応の徹底と今後の職員の人材育成についてです。

本年度は阿武町基本構想、基本計画策定という阿武町にとって非常に重要な年です。これは、今後の 5 年間又は将来的な阿武町の方向性を決めるものであり、年度ごとに目標値を定め、どのように政策を実行して成果を表していくかというものです。

企業でいう P D C A サイクルです。この阿武町を活性させる政策提言は議員の役割でもあり、主人公は町民の皆様です。政策実行にあたり、中村町長のリーダーシップをはじめ、何よりも職員の皆様の活力あふれる志と実行力が重要です。行政も組織であります。職員の皆様においては実務能力、制度設計等の企画力、阿武町を外部に宣伝する発信力、町民の皆様に対する住民対応力などが常に求められています。

行政はよく継続性とも言われますがその土台は人、つまり職員の皆様であり、高い専門性の追及と思いやりを持った節度ある職員の存在は町民の皆様

に安心感をもたらします。阿武町の付加価値は、職員一人ひとりの付加価値でもあり、何よりも町民の皆様の視点に立ったサービスの提供であってほしいものです。

中村町長は、前回の議会の中で職員にいたっては挨拶など出来ているのが当たり前と、ある議員に言われておられます。窓口対応の基本は、来庁された町民の皆様よりも伝わる声でまず先に挨拶をし、緊張や不安を和らげてあげることから始まります。地域の人と人が寄り添う場であり、職員の皆様の頭の中に、町民の皆様に対する思いやりがあれば、町長の言われる言葉どおりこれらのことは出来て当たり前であり何ら問題ないことでしょう。私も町民の一人として、今後も職員の窓口対応に期待するとともに注視したいと思いません。

さて、平成 26 年 4 月 1 日現在の職員の年齢構成をみると、課長職が 10 名で平均年齢 55.7 歳、課長補佐職 14 名で平均年齢が 51.9 歳、係長職 3 名で平均年齢が 49.7 歳であり、係長職以上の職員数は合計 27 名で平均年齢が 53.1 歳であり、10 年後重要ポストの職員がほぼ定年退職されるという状況であります。また総職員数 56 名に対し 48.2 パーセントとなっており約半数です。参考に上記以外の職員数は 29 名で平均年齢 37.8 歳で大きな年齢差があり、今後の町政を支えるうえで組織において年代と知識の空洞化が発生した場合、運営上に問題がないか懸念されます。

当然、将来を見越し、新規採用や配置転換など定期的な人事異動も実施されておられますが国、各省庁の法律や制度改正、時代変化に対応するためには、過去の経緯や専門知識の習得、経験から来る知恵などをしっかりと引き継ぐ必要があります。また地方行政は各地域の特性や自治会の実態把握、住民の個人情報やプライバシーを守る厳格な業務もあります。今後も単独町政を堅持し、この町を輝かせるならば、我々議員の資質向上だけでなく、他の

市町に負けない質の高い職員の住民対応能力が不可欠であります。現在の職員の年齢構成については中村町長以前の事案でもありますが、これからの職員教育においては中村町長の手腕に期待するところです。

そこで中村町長に質問します。

今後の役場庁内全体のさらなる住民窓口対応の充実と、行政を安定かつ円滑に遂行するための幹部職員の育成をどうされるのか。また、地域に根ざした活力あふれる職員を創出するためには、現在、どのような教育をされておられるのか。お尋ねします。

○議長 ただ今の、2番、小田高正君の2項目目の質問に対する、執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 2点目の質問といたしまして、窓口対応の徹底と今後の職員の人材育成についてご質問いただいた訳でございますが、職員の窓口対応と人材育成の問題でございますが、まちづくりを推進していくために町職員の果たす役割がいかに重要であり、そして職員一人ひとりに高い資質と住民との対話、対応能力が求められることは、申すまでもありません。

私は、職員がこれらの資質を身につけるためには、先ず職員自らが、私的な部分も含めて、自らの費用等において自らに投資し、日常からの努力研鑽を積むことが大前提であるというふうに考えておりますが、職場といたしましても、いわゆる窓口対応能力、職務遂行能力の向上はもとより、職員としての資質の向上等のための定期的な研修体制の整備も一方で大変重要であると認識をしております。

こうした中、本町で取り組んでおります職員の研修等ではありますが、このことにつきましては、どの自治体も課題は同じでありまして、この様な課題への対応策として県内の各市町が共同で、山口ひとづくり財団を運営しております。この財団がセミナーパークを主会場として各種の研修を行って

るところでございます。

その研修の一例を申し上げますと、例えば、一般研修では、新規採用職員には、窓口対応やビジネスマナー、そして基本法令の学習を含めた新規採用職員課程研修が 8 日間、ほかにも若手職員課程研修、中堅職員課程研修、また課長補佐級の課程研修や課長級の課程研修、またグループリーダー課程研修など 8 種類の研修が行われておりまして、そして、これ以外に特別研修として、窓口対応セミナーや契約事務講座、そして法制執務セミナーやクレーム対応力向上講座、企画発想力向上講座、政策形成能力向上講座ほか幅広く多くの研修メニューが用意されており、本町職員につきましては、基本的に毎年一人最低 1 回はこの中のどれかの研修に参加することとしておりまして、これら研修を通じて窓口対応能力や資質の向上に努めているところであります。

また、このほかにも、特に窓口対応や挨拶等につきましては、毎月初めに行っております定例課長会議の際にも、定期的に課長の指導の徹底を喚起しているところでありますが、職員の適切や窓口対応は基本でありますので、継続した課題として今後も取り組んでいきたいと考えているところでございます。

こうした中、先ほどからご指摘のありましたように、本町の年齢構成が大変偏っていることは、行政運営あるいは人事管理面から大変大きな問題であります。行政運営を安定的かつ継続的に執行するためには、その担い手であります職員が、それぞれに与えられた職務を、決められた職制の中での確に遂行し、さらに先輩から後輩への職務技術の継承や指導助言等が円滑に進められる体制を整備することも重要なポイントになるところであり、これは、当然、職員の年齢構成も大きな影響要因となるところであります。

ここで因みに、本町職員の年齢構成を申し上げますと、今年 4 月 1 日現在

の総職員数は 56 人ですが、この内、医師、看護師、保健師、保育士、給食員等を除いた一般事務職員は 44 名であります。そしてこの職員の 5 歳刻みの年齢構成につきましては、24 歳未満が 0 人、25 歳から 29 歳が 5 人、30 歳から 34 歳が 4 人、そして 35 歳から 39 歳が 0 人、40 歳から 44 歳が 7 人、45 歳から 49 歳が 6 人、そして 50 歳から 54 歳が 18 人、55 歳から 60 歳が 4 人となっていてるところでございます。

従いまして、5 歳刻みの各階層に平均 5、6 人居るのが理想であります、本町においては、特に 35 から 39 歳の階層に職員が一人も居ないこと、そして、これと逆に 50 歳から 54 歳の階層の職員が 18 人という団子状態であることが大きな問題であり、小田議員ご指摘のとおり年代と知識の空洞化や専門知識の継承等に大きなネックとなる可能性があることは否めない現実であるというふうに認識をしております。これは、長年の行政改革の中で、定年退職者に対する職員の不補充、あるいは新規採用職員を極端に押さえてきたことが歪な年齢構成を生じた最大の要因であります、このことは、ある意味で諸刃の剣とも言えますが、当時の時代背景としては致し方なかった部分もあるかなというふうには考えております。従いまして、私は、町長に就任して以来、この歪な年齢構成については十分に認識をしておりましたので、定期的な職員採用、あるいは社会人枠での職員採用等で、ある程度空白部分を埋める努力をしまいったつもりでありまして、今後もこのことは念頭に置きながら職員採用等を行っていく、といった考え方でありまして。

また、国においては、現在、年金と定年との接続という観点で、65 歳定年、又は 60 歳定年後の 65 歳までの再任用制度の運用が議論されているところですが、このことは、年齢構成の歪さを緩和する意味での一定の効果があるんではないというふうに認識を持っているところでございます。

いずれにいたしましても、現行の職員の年齢構成や職員体制を急激に変更

することはできない訳ではありますが、重要なことは、町民の目線での窓口対応を一層充実させ、専門知識の継承等を着実にしながら、一方で、さらなる職員の資質の向上等の各種の研修等を通じ、地域に密着し、町民に愛され、信頼され、活力と行動力のある職員を育てることでもありますので、このことにつきましては、私も、今後なお一層意を用いていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で答弁を終わります。

○議長 2 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2 番、小田高正議員「再質問」という声あり。)

○議長 2 番。

○小田高正 ご答弁ありがとうございます。

中村町長就任以来、定期的に新規採用とかされておられるし、ここで言うのも何ですけど、内部牽制とか、もちろん組織ですから新陳代謝とか、いろいろあって活性されているのも、町民は認識していると思います。問題意識というか、なぜ今回、こういうものを私が提案したかということ、やっぱりこう、阿武町って単独です。池になってはいけない。未合併のデメリットが出てはいけない。そういったことで、町民も先輩、後輩。もしかすると職員の方も後輩やったら、もしかしたらきちんと挨拶されてないかも知れない。その辺はやっぱり、公平または一心同体、町民と同じ一体となってやると言われるように、町長が言われているんですから、この辺ていうのは、誰が来ても、まず先に率先挨拶、おはようございます。こんにちは。そこからやっぱり始まるんじゃないかな、と思います。この辺は町長、約束はしていただけますでしょうか。お願いします。

○議長 町長

○町長 あらゆる機会を捉えまして、職員としてのあり方等は申し上げてい

るところでございますが、今後もそういった意味で、挨拶は職員云々じゃなくて、人間関係の基本でありますから、これはまず、家庭内においてもそうだろうというふうに思っておりますが、やはりそういった重要性のあることでありますので、毎月課長会議等で、そのことも徹底していきたいというふうに思っておりますが、職員の資質の問題で言いますと、私は、課長会議の時に、課長に言っているのは、2 点ほど言っている訳でございますが、とにかく緊張感を持つと、これが 1 点、そしてもう 1 点が、問題意識を持つと、この 2 点をいつも言っている訳ですが、このことを理解すれば、当然挨拶にも行き着くんだだろうというふうに思っております。今後とも継続して、この辺りについては、対処していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 2 番、ただ今の執行部の答弁に対する再々質問はありますか。

(2 番 小田高正議員 「はい」という声あり。)

○議長 はい、2 番。

○2 番 小田高正 時間もだいぶ長くなりましたんで、最後にしたいと思えます。

田舎言葉で、ぼうけえ、という言葉がありますけども、最後の質問です。

来庁された住民の方が、窓口に来ていらっしゃるのに、パソコンを必ず見ずに、おはようございますと全員が言っていたりするような、幹部の方が職員の皆様に徹底してもらえるようお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。答弁は要りません。

○議長 以上で、2 番 小田高正君の一般質問を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 10時04分

再 開 10時14分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1 番、小田達雄君。ご登壇ください。

○1 番 小田達雄 それでは引き続きまして、1 番、小田達雄が一般質問をいたします。

阿武町の基幹産業と言えは第一次産業、特に農業ということは衆目の一致しているところであります。中村町長も常にその重要性を口にしておられますが、その農業も先行きが暗いような気がしますのでその現状、将来について、次の点について町長の見解をお聞きしたいと思えます。

私達も農事組合法人を立ち上げ農地、地域の保全に一所懸命努力しているつもりではありますが、高齢化等取り巻く環境はますます深刻になって行くのが現状です。そのような中で農地がますます荒れていくのは、奈古、宇田郷地区だけの沿岸部の問題だけではないかと思えます、周辺を見ても耕作されていない農地が増えてきていると思えます。あまり使いたくない言葉ですけれども、一般に耕作放棄地と呼ばれる農地が多くなっているじゃないかと思えます。もちろん本人にとっては、耕作放棄をするつもりではないんですけれども、いろいろな事情があるんじゃないかと思えます。農地が有効に活用されていない農地、特に水田が増えていると思えますがその概要、傾向及びその要因として考えられることなど把握されているだけで結構ですが、町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

高齢化等身体的な面から農作業が出来ないこと、農道や形状、面積等非効率的なこと、後継者がいないこと、経済的に採算が取れない等いろいろな要因があると思われまますが、とにかく耕作されない農家が増え耕作放棄地が増加していると思われまます。

これらの要因は簡単に解決できる問題ではないと思えますが、耕作放棄地

対策は行政が音頭をとり J A や関係機関と協力して対策を立てなければならない問題であるとともに、少しでも努力をしていればある程度解決できるものもあるんじゃないかと考えられます。

まず、高齢化や後継者難に伴うものについては、簡単にいえば法人化等他の人に耕作管理をしてもらうしか対策はないと思いますが、とはいっても簡単にそういう組織化は難しいと思われます。現在一部の農家に耕作管理を委託されている場合も増えてきているようですが、これにも限界があると思います。そこで思い切って行政が J A 等と協力して更なる努力が必要ではないかと思ひます。感じですけども行政等もまだまだ耕作放棄地対策として各農家個々の課題等を把握し、その解決にあたって検討、努力しているということがちょっと伺えないような感じがいたしますが如何でしょうか。

すぐに法人化等が出来ないならば、農作業の機械作業等を中心に作業を手助けする農業公社等は検討できないものでしょうか。ドリームファームのような広域な受託組織等があり、援助してもらえないことはできないでしょうか。そうすれば労働力の問題や機械代金等の投資の問題も解決できると思ひます。耕作放棄が少しでも緩和され更には農業法人化等に発展するものと思われます。場合によっては法人間の連携、統合にも繋がり、ある程度解決できるのではないのでしょうか。

次に耕作条件の問題ですが、小規模の沿岸部については用排水、農道等条件が悪いところが特に多いのではないかと思われます。特に小規模農家においては、補助金での投資ということも難しいと思われます。農道、区画整備や用排水路の整備等細やかな配慮が必要ではないのでしょうか。

これに関して、特に感じていることは、例えば奈古駅南側のように非常に条件の良い、農業だけではなくすべての面で 1 等地の農地が、埋め立てられて転用されていくことについては憂いを感じている住民も少なくないことは

今後の地域開発の場合考えておくべきではないでしょうか。一方遠岳団地のように大きな団地のほとんどが耕作放棄地となっている現状についてはどう
いう対策を考えておられるでしょうか。もちろん所有者としては今後耕作す
る意思のある方もおられるかと思えますけども、難しい現況だと思います。
有害鳥獣の住みかとなり、下流域の水資源涵養の意味をなさなくなっている
ことから対策が必要ではないでしょうか。先ほど、今年は水不足の問題もな
いだろうと言われましたけども、やはり私たちの地区には、水不足というこ
とで田植えが遅れてきているというような現状もあるわけでございます。ま
た、ここに、そういったことで下流域の水資源の問題として多目的ダム等を
建設し、宇久集落をはじめ奈古地区の水資源の確保、あるいは下流域の農地
の冠水対策、更には遠岳山を含めた周辺一帯の観光開発にと再開発を検討し
てみてはいかがでしょうか。

以上、特に最近農業政策の変換、あるいは減反政策から転作作物の作付奨
励等行われておりますが、耕作放棄地となった農地を見ると、今後有効利用
するには大変な努力が必要になると思います。私の所見を述べ行政の積極的
な取り組みから阿武町が農林業で更なる飛躍を遂げられる、中村町長のよく
言われる農林水産業を中心として生きる阿武町の発展になるように期待して、
最初の質問については終わりたいと思います。

○議長 ただ今の、1 番、小田達雄君の 1 項目目の質問に対する執行部の答
弁を求めます。町長。

○町長 1 番、小田達雄議員の、農地の利用状況についてのご質問にお答え
いたします。

ご案内のとおり、第 2 次安倍内閣が発足して以来、矢継ぎ早に農政改革が
進められているところであります。成長戦略の実現に向けて、日本経済再生
本部を設置、攻めの農業政策の推進が打ち出され、これを受けて、産業競争

力会議において、攻めの農林水産業の展開、あるいは方向が示され、そして昨年 11 月、攻めの農林水産業のための農政の改革方針が打ち出されたところでもあります。

これによりまして、今年度から、国においては、新たな農業、農村政策として 4 つの改革が進められているところでございます。

1 つ目が、農地中間管理機構の創設。そして 2 つ目が、経営所得安定対策の見直し。そして 3 つ目が、水田フル活用と米政策の見直し。そして最後 4 つ目が、日本型直接支払制度の創設であります。いずれも、背景にありますのが、農業労働力の減少と高齢化の進行、そして耕作放棄地の増大、集落機能の低下など、重要課題の解決に向けての取り組みであります。米政策では、5 年後を目途に、生産数量の配分に頼らない、需給見通し等を踏まえた生産に取り組むとされ、また経営所得安定対策では、飼料用米等において、面積当たりの単収に応じて助成額が増減する数量払いが導入されるなど、今まで以上に、農業経営に対する資質や能力、あるいは 6 次産業化による高付加価値化など、環境の変化への対応が重要になってきているところでございます。

こうしたことの議論の中心にありますのが、やはり生産現場を強化するための、耕作放棄地対策と担い手への農地集積であります。国では、昨年 6 月に示された日本再興戦略において、10 年間で全農地面積の 8 割を担い手に集約するとされているところであります。

そこで、まず、耕作放棄地に対する小田議員のご質問でございますが、先ず面積につきましては、平成 22 年農林業センサスにおける阿武町の耕作放棄地面積は 78.12 ヘクタールで、これは阿武町の農地面積 958.17 ヘクタールに対し、約 8.2 パーセントの割合となっているところでございます。ここで言う耕作放棄地は、1 年以上作付けせず、さらに再び作付けする考えのない農地を示しているところでございます。次に、耕作放棄地の全国的な推移でありま

すが、これも農林業センサスによりますと、昭和 60 年までは、およそ 13 万ヘクタールで推移していましたが、平成 2 年以降増加に転じ、平成 22 年には 40 万ヘクタールと、25 年間で約 3 倍に増加をしているところでございます。

そして、この耕作放棄地の主な要因であります。平成 21 年の国の耕作放棄地に関する意識調査によりますと、都市部、中山間部などに分けて調査がされており、内訳に大差は無く、理由の多い順に紹介をいたしますと、まず、高齢化、労働力不足が一番多く、次いで、引き受け手がない、農作物価格の低迷、鳥獣被害のため、収益が上がる作物がない、の順番になっているところでございます。また、土地基盤が整備されていない、や、傾斜地等である、は、比較的少ない理由となっている状況でございます。

そこで、ご提案の農業公社などの検討についてであります。現在、町内には、町と J A が出資をしております農作業の受託組織、有限会社ドリームファーム阿武があり、年間を通して農作業全般、防除等の作業に従事しておりますので、農繁期が重複するなど難しい状況もあるかも知れませんが、内容によっては、対応が可能な作業も考えられますし、また、今後法人間の連携も踏まえ、今後は、さまざまな協議の中で方策を見いだしていく必要があるかと考えているところでございます。

次に、水路や農道など耕作条件の改善策につきましては、冒頭申し上げました、4 つの施策の中の 1 つであります日本型直接支払制度の創設により、従前の制度に加え、さらに多面的機能支払いが充実されておりますので、そうした活用をまずお願いしたいと考えております。また、多目的ダム等の検討につきましては、経費の問題等、いろいろありますので、なかなか難しいところもあるのかというような認識もしているところでございます。

次に、耕作放棄地や担い手に対する施策や考え方ですが、まず農業委員会では、毎年 9 月から 11 月にかけて、農地パトロールを実施し、耕作放棄

地の把握と解消に努めておられるところでございます。また、この 4 月、農地法が改正され、農業委員会では、新たな阿武町全体の一筆毎の農地台帳の整備を進めることとしており、これの中心的内容は、耕作放棄地を含めた詳細な農地の地図情報の構築であります。これにより、農地中間管理機構とも連携するなど、今後は、担い手に対する農地の集積と耕作放棄地解消に向けての体制充実を図ることとしているところでございます。

町といたしましては、これまで担い手育成、集落営農組織の育成に主力を置き、県や J A 等と一体となって集落営農組織の育成に努めてきたと考えておりますが、こうして集落営農組織として、町内に 6 つの農事組合法人と 4 つの特定農業団体が設立され、農地の集積も進んできているところでございます。今、阿武町の担い手への集積率は、県下多くの市町では、おおむね 10 パーセントから 30 パーセント台程度であります。阿武町は約 50 パーセントと、県内では一番高い、トップの比率となっているところでございます。これは福賀地区の集積が進んでいることが主な要因であります。こうして担い手への集積が進むことにより、町全体としては少しでも耕作放棄地防止、減少に繋がっていると考えているところでございます。

そうした中で、ご案内のとおり農事組合法人福の里では、かねてより耕作放棄地解消としての、国の助成制度も含め、農地の再生や土壌改良などにも取り組まれておりますが、こうした中、先日ご案内のとおり、こうした活動が認められまして、農業農村整備優良地区コンクールの農村振興整備部門において、最高の農林水産大臣賞を受賞され、そして第 6 回耕作放棄地発生防止解消活動表彰でも、全国農業会議所会長特別賞を受賞されたところでございます。

福賀地区では、農事組合法人により順調に農地の集積が進んでおりますが、しかしその一方、奈古、宇田郷地区では、集落営農組織の無い地域を

中心に、場所によっては、有効活用がされていない農地が増加傾向にもあると考えております。

このたび小田議員よりご意見を頂戴いたしました。が、難しい部分もありますが、高齢化や担い手育成対策など、これは阿武町にとりましては大変重要な課題であるとの認識をしているところでありますので、ご意見にありました各農家個々の課題等の把握や、受託組織の援助等も考慮しながら、重要課題の解決に向け、関係機関と情報を共有し、また一体となって進めてまいりたいと考えているところでございますので、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で答弁を終わります。

○議長 1 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1 番、小田達雄議員「はい」という声あり。)

○議長 1 番。

○2 番 小田達雄 今の耕作放棄地の状況、ある程度報告されましたですけども、何か最近、結局田んぼの名義を、耕作できないから畑名義に変える。そうすることによって、耕作放棄地の割合も減っておるんじゃないか、実質的な耕作放棄地じゃなくて、名義変更によってそれが把握出来てない、こういう実情があるじゃないかなと、ちょっと聞くところによるとですね、そういうのか増えておるんじゃないかなと、耕作ずっと出来ない、それがあっても水田を畑名義にしておけば、耕作放棄地は多分水田を中心にですね把握されておるんじゃないかなと思うんですが、その辺をお聞きしたいと思います。それと、確かにドリームファームのような大きな受託組織、出来てやってもらうと助かるんですけども、実際には、そんな所は大きな農機具が入れない、実際私なんかの所でも、まだまだ入れない、だから例えば大豆を植えようと思ったら、大きなコンバインが入れない。今年は休もうかと、そうなるわけ

ですね。小さな作業なら出来るんですけども、大きな作業になると、そういう農道の問題、進入路の問題、こういうもう少し細かな実情を把握してもらえたらと思います。お願いします。

○議長 町長。

○町長 2点、再質問をいただきましたが、まず、耕作放棄地の率の問題ですが、先ほど阿武町が約50パーセントで県下トップの集積率ということを申し上げましたが、今、田と畑の問題があります。分母に畑を入れるか、田だけを数値として捉えるかによって率が変わるわけですが、阿武町の50パーセントは畑を含んでおりますから、田だけでいいますと、集積率は阿武町は約65パーセント、これも県下トップですけども、そういった状況ですから、今、国のほうの先ほど申し上げた80パーセントの目標値、山口県ではとても80パーセントは無理だから70パーセントで目標数値を立てています。これは畑も含んだ数値ということですから、田と畑の名義変更によってその数値が変わるという話は、今から指数の中では出てこないだろうと、私どもは認識をしているところでございます。今一度、県のほうにそのあたりについて、もう一回確認して、指数の出所については確認したいと思いますが、今、現状ではそういった状況であります。

それと、農作業の関係ですけど、福賀地区ではほとんど圃場整備されておりますし、条件的には大変いいと思います。それで今、ご案内のとおり福賀地区の農事組合法人、ほとんど地域がそれに該当しておりますが、してないのが本当にわずか1集落であると思っておりますが、久瀬原集落がこのたび福の里に4.6ヘクタール加わりました。あと残されたところは1つだろうと思っておりますが、それも圃場整備されておりますから、条件的にはいい訳であります。問題は奈古と宇田郷地区の狭隘な狭いところ、整備されていない田んぼをどうしていくか、それが条件的に山間の麓等にありますから、これ

が有害鳥獣の被害等につながっていく。これは全国的な課題であろうと思っております。そうした問題を踏まえた中で、今、国は新たに農業改革を思い切ってやろうということで、政策を打ち出されているわけでありますから、この問題は阿武町だけでなく山口県全体、また日本全体の中山間地域の抱える課題でありますから、また、県の方とも、そういったことをしっかりと連携を取った中で、阿武町として、そして J A として何をどうすればいいかということ、やはり今回、国の農業改革と同時にそういった地方も考えていく、そういった時代が来たんだらうと認識をしておりますので、またそのことについてご意見等も承ればと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長 1 番、ただいまの執行部の答弁に対する再々質問はありますか。

(1 番、小田達雄議員「ありません」という声あり。)

○議長 再々質問がないようでありますので、1 番、続いて 2 項目目の質問を許します。

○1 番 小田達雄 引き続き、2 番目の問題、高齢者人口がもう 40 パーセントを超えている。40 パーセントをずっと超えていると思いますけど、阿武町もますます高齢者の介護と申しますか、いろいろな問題が生じてくるんじゃないかと思われまます。また老老介護、高齢者だけの世帯、こういうのが多くなっていると思います。これを少しでも高齢者が自立できるように期待するのが大事なことはないかと思ひます。そのためには高齢者が交流できる憩いの場を設けてはどうだろうか。高齢者同士がお互いに楽しく過ごせる場、これを是非作ってもらったらと思ひます。

かつては、老人憩いの家がありましたが立地条件や老朽化の問題等から廃止されたと聞いておひますが、道の駅に隣接した場所に改めて建設する考はないでしょうか。

ここで、昼間囲碁将棋あるいはグラウンドゴルフ、手芸等、趣味、スポーツ、おしゃべりをしながら 1 日過ごせる場所が出来れば、高齢者同士の生きがいができる場になるのではないのでしょうか。また道の駅で、食事もできるし、風呂も入れるし、あるいは買い物もできるし、ということで、また家族の方で高齢者の食事の準備等も、家庭でしなければいけない、なかなか出られない、そういう方にとっては萩等に出かけられる場合ここまで連れてきてちょっと預けておけば、安心して出かけられるんじゃないのでしょうか。いわゆる託児所というのではないですけども、託老所といいますか、そういう機能をですね、できれば、高齢者、家族並びに道の駅の売り上げ等にも喜ばれるんじゃないのでしょうか。

せっかく素晴らしい道の駅が出来上がったことですし、ここに隣接した、例えば旧農政局の建物等ですね、場所を利用されればいいんじゃないかなと思っております。要するに、ますます高齢化しており、誰かが見なければならぬ、こういう時代になってくると、これを老人ホームとかそういう所に行かない程度の人ですね、これについてひとつ考えてもらったらと思います。建物もあまり大きなものもいらないだろうし、設備もあまり、場所さえあればですね、集まる場所があれば、いいんじゃないかなと思います。管理人は必要でしょうけど、そういう十分機能することじゃないかと思いますから、ひとつ考えてもらったらと思って提案しておきます。以上です。

○議長 ただ今の、1 番、小田達雄君の 2 項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 それでは、小田達雄議員の 2 点目のご質問でございます、高齢者の憩いの場についてお答えいたします。

小田議員ご指摘のとおり、以前、奈古地区の寺東にありました老人憩いの家は、当初は萩地区広域市町村圏組合の所有で、組合解散後は阿武町の所有

として運営されていたところでございますが、今から 8 年前の平成 18 年 9 月末をもって取り壊しをしたところでございます。

この施設の取り壊しについては、老朽化による雨漏り等が激しい状況で、管理を委託されていた町の社会福祉協議会に当時の状況を確認いたしましたところ、囲碁や将棋に加え、ゲートボール場の整備がされていたにも関わらず、本来の目的を果たすべき高齢者による利用は、ほとんど無く、老人憩いの家としての使命は終えていたのではないかと、ということございました。

そういった中で、現在、阿武町全体の高齢化率が 45 パーセントを超え、福賀そして宇田郷地区においては 50 パーセントを超えており、このような超高齢社会の中にあって、夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町を推進する町行政におきましても、高齢者の生き甲斐対策は、重要な政策課題の一つであると認識しているところでございます。

そうした中で、現状を見てみますと、一口に高齢者と言いましても 65 歳以上の方のほとんどの方がお元気で、農林水産業における第一次産業に従事されている方々も多く、それ以外にも仕事を継続されておられたり、シルバー人材センターに登録されたりと、それぞれの方が何らかの仕事を始め、ご自身の趣味や地域の中での生き甲斐のある生活を送られるなど、それぞれに自己実現、社会貢献をされているところでございます。

そして、各地区の公民館事業におきましても寿齢大学等の高齢者教室をはじめ、婦人会活動や自主活動としてカラオケ教室をはじめ、フォークダンス、グラウンドゴルフ、囲碁、手芸、編み物、詩吟、パソコン、生け花、着付け、絵手紙、太極拳などの各教室を月に 1 回から 2 回、ものによっては週に 1 回程度実施されているほか、男性の料理教室や高齢者の料理教室なども年に数回行われているところでございます。そのほか地域においては、町内 23 カ所

でふれあい、いきいきサロンが、ほぼ毎月 1 回のペースで開催されており、多いところでは毎月 3 回サロンを開かれているところもあるとお聞きをしているところでございます。

また、5 月末の阿武町の介護保険の認定者でございますが、要支援の認定を受けておられる方が 80 人、要介護の認定を受けておられる方が 275 人の合計 355 人で、それぞれ必要に応じてデイサービスやショートステイ等のサービスを利用されているなど、福祉の面においては介護する方もされる方も無理のないようケアマネージャー等によって調整が行われているところでございます。

そこで問題になりますのが、現在のように個人の志向が多様化している中であって、老人クラブ活動然り、公民館活動や自主活動も然りですが、参加する人は参加する、参加しない人はいくら声かけをしても参加しないという現状がある訳でございます。今後、施設を整備するからには、ある程度の目的が必要ではないかとも思っているところでありまして、以前ありました老人憩いの家のように、老人と銘打った施設の利用は偏りが生じ、用途のイメージが限定的になるなど、難しい部分があるのではないかと思っているところでもあります。

今回、小田議員から、道の駅に隣接し、高齢者の憩いの場をとというご提案をいただいたところでございますが、私は、高齢者に限らず、子どもから高齢者まで、それぞれが集い、あるいは一緒になって交流できることの大切さにおいて、新しくリニューアルいたしました道の駅は、そういった可能性が含まれているのではないかというふうに考えておりますし、また、そのように育てることも大切であるだろうと思っております。例えば、温泉でゆっくりされた後、レストランや海側デッキなどでゆっくりと交流されてもよろしいですし、道の駅周辺ウォーキングの後、温泉などで体をリラックスされても

よろしいかというふうに思っております。それは、仲間同士、あるいはご家族、地域の集まりであってもよろしいかというふうに思っているところでございます。今回、温水プールの横に、子ども向けの遊具に加え、シニア用の健康遊具も設置いたしておりますので、多くの方にご利用いただいておりますが、一緒に楽しんだり、また健康増進にもお役立ちできるのではないかというふうに考えているところでございます。

なお、高齢者の皆さんを含め、地域の方々が気楽に集まることができる場所として、今後必要であれば、今ある各地区の町民センターやのうそんセンター、ふれあいセンターを土日も開放し、町民が自由に来場できる空間を増やすことなども考えられるところであります。

議員、ご質問の中にありました、託児所に対する託老所という言葉ですが、一般的には造語として使用され、ミニデイサービス、グループホームなどの意味で用いられているところでございますが、最近では、単なる委託ではなく、自宅と同じように過ごしていただきたいという願いを込めて、あえて、たくの字を委託の託ではなく、自宅の宅を使って、宅老所としているところもあるようでございますが、主に介護事業所という意味合いが強く、そのような方については、阿武町では介護事業のデイサービス等を利用される方が良いのではないかと思いますし、そのような機能を持たせるためには、数人の職員が必要になるのではないかというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、先にご説明いたしましたように、現在は、ほとんどの高齢者の方がいろいろな形で自己実現や社会貢献を体現されておられますので、今後は年金の受給年齢の引き上げや、第一次産業においては、労働力の不足なども今以上に深刻な問題となることが予想されているところであります。ご案内のとおり、今年度は基本構想、基本計画の年でもあります

し、そのほか高齢者介護福祉計画や障害福祉サービス実施計画などの策定を予定しているところでもありまして、この 4 月には 65 歳以上の方を対象に日常生活調査を実施し、6 月には基本構想、基本計画に係るアンケート調査のほか、障がい者の方を対象にした日常生活調査を実施しています。こうしたアンケート調査により、住民の意思や思いを集約し、基本構想、基本計画はもとより。今後の高齢者福祉の政策や道の駅の整備計画においても大いに反映させ、中長期的な視点に立って相対的に対応してまいりたいと考えておりますので、今後とも建設的なご意見等をいただきますようお願いし、答弁とさせていただきます。

○議長 1 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1 番、小田達雄議員「はい」という声あり。)

○議長 はい、1 番。

○2 番 小田達雄 ありがとうございます。今ありましたように、最近確かに、私なんかも 80 まで現役だと言っておりますけども、そして老人クラブ、そういういろいろなグループに入っておられる方は、まあいいと、いいということもないと思うんですけども、全然そういうのにどうもですね、入られない方、家にじっとしておられる方、こういう人も結構おられるんじゃないかなと、もちろんそういう組織に入らないのも問題かもわかりませんが、いろいろな問題があるんじゃないか、理由があるんじゃないかと思います。そういう人を救うと言いますか、そういうことも考えて、そういう交流の場、もちろん高齢者だけとは言いませんけどもですね、集まれる場所、そこでいろいろなことができる、そういう場が道の駅の周りにあればですね、特にこちらから萩の方に出るときですね、子どもでも大人でもどちらでも、ちょっと連れて行くと、計画的にと言うか、突発的な場合も多いんじゃないかなと思っております。そしてまた、いろいろな趣味、やれるんじゃないかなと、

おしゃべりできる、そういう場が欲しいなど、そういうことで提案したわけ
でございます。一つお考えをお願いしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 ただいま老人クラブの話が出ましたが、町内 3 地区それぞれ、名称
は違いますが、昔で言います老人クラブをそれぞれ持っておられますが、ご
存じかもわかりませんが、大変会員数が減ってきております。小田議員さ
んのところの、宇久と木与と一緒にですが、とうとう消滅したと、木与と宇久
とあれだけ高齢者のいらっしゃるところで、消滅するというようなことで、
びっくりしておりますが、その前には福賀地区で、以前はそれぞれの地区に
ありましたものが一つになりました。福賀地区の場合には、まだ結構いらっ
しゃる訳ですけども、やはり先ほど申しましたように、老人という言葉が、
その聞くと皆さん敬遠されるのか、まだ現役で活躍しておられる方は、なか
なか抵抗があるのかなというふうに思っておりますが、高齢者の定義が、私
は以前も申し上げたところですが、65歳以上で高齢者と言うことで、これも
どうかと思うんですが、今、定年退職が60歳でありました。これが年金制度
の改革で65歳まで、これはもうなります。間違いなく。再任用か定年制の延
長かどうかはありますが、そうすると65歳まで働いて、いきなりリタイヤし
たら高齢者の仲間入りです。これもどうかというふうに思っておりますが、
それはさておきまして、やはりこれから、いわゆる平均寿命も延びてしまし
たが、問題は健康寿命がいくらであるかということがあるわけでありませ
う。やはり基本は、そういったお一人おひとりが自分のそういった価値観の中
で活動していただく、そういった土壌づくりと言いますか、そういったことも
考えることも必要だろうというふうに思っております。施設を造ったからこ
の問題が解決するというような問題ではないわけですから、そういったこと
も含めて、老人福祉全体の中で検討してみるという、そういったことの必要

性はあるんだろうというふうに思っております。以上です。

○議長 1 番、ただ今の執行部の答弁に対する再々質問はありますか。

(1 番、小田達雄議員「ありません」という声あり。)

○議長 再々質問ないようですので、これをもって 1 番、小田達雄君の一般質問を終わります。

次に、3 番、白松博之君。3 番については、自席より一般質問を行ってください。

○3 番 白松博之 この席からの質問をお許しいただき、ありがとうございます。

私は、阿武町の観光への取り組みについて質問をさせていただきます。

阿武町は地理的に見て、萩市と津和野という 2 大観光地に挟まれながらも、阿武町の魅力を十分提供できず、観光客に素通りされているのが現状ではないでしょうか。来年は萩市が大河ドラマをきっかけに、観光客誘致にかなり力を入れておられるようですが、阿武町はどのような取り組みをされる予定があるのでしょうか。また、観光ということに対してどのようにとらえておられるのでしょうか。所見を聞かせていただいたらと思います。

先の新聞でも萩市が、阿武火山群まちおこし、ジオパーク認定へ始動とありましたが、阿武火山群は約 50 の小さな火山の集まりで、山口市、萩市、阿武町の 3 つの市町に分布し、福賀にあるイラオ山は約 40 万年前に噴火をしたと言われていています。今回萩市がジオパーク認定に向けて動き出されたようですが、かつて火山を観光に結び付けるような動きは、阿武町が最初ではなかったかと思っています。

この阿武火山群にかかわるジオパーク構想は、関係する市町が行政の枠を超え、一丸となって取り組む課題ではないかと思っています。特に阿武町は実際に火山の中を見ることのできる大変貴重なイラオ火山を抱えています。

宇生賀盆地は 360 度火山に囲まれた堰止湖として肥沃な農地ができました。阿武火山群にとどまらず、広い視野から町内を見ると、変化に富んだ海岸線、静かな奈古湾でのシーカヤックは、海からその地形を眺めることができ、体験、滞在型観光としての要素を備えている阿武町だと思います。

町おこしは、その地にあるものに基づいて、英知を絞り展開するしか方法はないと思います。

町長のお考えをお聞かせください。お願いいたします。

○議長 ただ今の、3 番、白松博之君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 3 番、白松議員の、阿武町の観光への取り組みについて、お答えいたします。

ただ今、ご紹介がありました阿武火山群について少し触れてみますと、阿武町を含む山口県の北東部において、約 200 万年前に火山活動が始まり、これが今から約 1 万年前まで続き、現在において、50 程度の火山群の噴火活動の形跡を知ることができる貴重な地域であるとされているところであります。中でも、40 万年前に噴火をしました福賀の伊良尾山は、中でも代表的な火山の一つであります。

この伊良尾山について、平成 18 年 11 月に、当時、山口大学院教授でありました永尾隆志教授が、伊良尾山山麓の農道工事現場において、世界でも類を見ない大規模な火山活動の地層を確認され、話題となり、平成 20 年の新春懇話会では、お話をいただき、当議会などでも現地に行ってきましたが、今、重要な部分が観察できるような形で保存され、屋根付き遊歩道と解説板も設置されているところでございます。この地層の一部は標本として、町民センターや福賀支所に展示され、誰でも身近に観察することができますし、特に地質等にご興味がある方などにおいては、一つの見所であると考えております。

次に、ジオパーク認定について、でございますが、先ずジオパークとは、貴重な地質遺産などの一種の自然公園を指し、その認定は、世界ジオパークと日本ジオパークの 2 種類があります。日本ジオパーク委員会の認定を受けたものが、世界ジオパーク認定に申請できることとなっておりますが、現在、世界ジオパークは、京都から鳥取にわたる山陰海岸など 6 カ所、また日本ジオパークは、大分の姫島など 27 カ所が認定をされているところでございます。

なお、世界遺産がありますが、これは、貴重な遺跡、景観、自然などについて、主に保護を目的とする登録であるのに対し、ジオパークは、保護だけでなく、それを知るための教育活動や、観光 P R 活動、地域ガイドの養成、運営組織など、そこで行われるソフト事業、これはジオツーリズムと呼ばれますが、このジオツーリズムの内容とその持続性が重視され、また、4 年に 1 度再審査が行われる点も世界遺産と異なる点であります。

先般、阿武火山群の萩市における日本ジオパーク認定についての新聞報道がありました。阿武火山群は、阿武町と萩市、そして山口市阿東を含む範囲であります。どのような申請になるのかは、これからというふうに思っておりますが、報道では、認定申請は早くても 2 年後とされておりますので、今後、萩市などから話があれば、先ずはよく確認していきたいというふうに考えているところでございます。

なお、昨年、美祢市において、秋吉台のカルスト台地など、美祢市全域にわたる美祢ジオパーク構想が申請されましたが、認定に至っていないことから、そこに素晴らしい自然があるだけでなく、相当高いジオツーリズムの内容が要求されるのではないかとというふうに考えているところでございます。

さて、ご存じのとおり平成 27 年には、NHK の大河ドラマ花燃ゆ、が放映されます。このドラマは、山口県が主要な舞台となり、吉田松陰先生の妹、杉文の波瀾万丈の生涯を描いたドラマであります。同大河ドラマで、山口

県の歴史人物が主役を演じるのは、1977年に放送された、大村益次郎の花神以来となり、今回、県の魅力を全国へ情報発信できる絶好の機会と捉え、官民一体となったPR活動を推進することとされております。

当然、阿武町といたしましても大きなチャンスでありまして、こうした機会をうまく捉え、阿武町の振興に繋げてまいりたいと考えておりますが、少し詳細にご紹介申し上げますと、現在、山口県をはじめ、阿武町を含めた県下市町、商工会、観光協会等、関連団体で観光振興を目的とする、おいでませ山口観光キャンペーン推進協議会が設立されておりますが、その中に、このたび推進組織として、新たに、やまぐち幕末ISHIN祭プロジェクト推進委員会が設立されたところでございます。これは、今回の放映を契機として、さらに平成30年に明治維新150年を迎えることで、今年度から5カ年間、県や市町、関係団体が連携、協働し、幕末維新をテーマとした観光プロジェクトを推進していくこととしているものでございます。また、今月初めに、村岡知事等により、やまぐち幕末ISHIN祭の公式ロゴとオリジナルキャラクターが発表されたところであり、こうしたことで、今後、県内周遊等を促進する誘客対策など、阿武町においても関係団体と連携しながら、観光誘致推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。さらに、阿武町は、広域的な観光振興を目的に、萩市、長門市、美祢市、益田市、津和野町と連携し、ながと路連絡協議会を構成しております。毎年、マスコミや旅行代理店に地域を売り出し、あるいは広域周遊コースを紹介するなど、連携して積極的な観光誘致活動を進めているところでございます。

なお、東京からの誘致活動であります。現在、萩石見空港の東京路線については、暫定であります。東京路線2便化により利便性が向上しているところでございます。集客も見込めることから、この方面からの活動も必要かと考えているところでございます。東京路線2便化については、5月号の

広報あぶに掲載しておりますし、今後も道の駅等で街頭 P R を予定しておりますが、観光客の増加、また地域の利用促進のため、各種運賃助成も行ってまいりますので、ご不明な点はお問い合わせいただければというふうに考えているところでございます。

ただ今、ご紹介いたしましたとおり、大河ドラマの放映等に関しては、積極的に誘致活動をいたしておりますし、今後も観光 P R に努めてまいりたいと考えております。また、観光宣伝面において、現在行っておりますインターネットを活用したフェイスブックやブログなど、今後も積極的に活かしながら、しっかりとアピールを進めてまいりたいと考えております。

このたび、道の駅阿武町が全面的にリニューアルオープンいたしました。そうした中で、先ほど小田高正議員の一般質問の際に申し上げましたとおり、今年度、道の駅に町内の各所を巡りやすくなるような、大型の総合観光案内板を設置することとしております。道の駅を拠点として、町内に波及するような観光、あるいは地域振興に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長 3 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3 番、白松博之議員「はい」という声あり。)

○議長 3 番。

○3 番 白松博之 小田議員が、海側から申されましたので、山側から、少し観光について申してみたいと思います。

山側の観光ルートを考えてみますと、イラオ火山から大規模農道を通り、東台西台の景観を眺め、堰止め湖となった宇生賀盆地に入り、さらに県道 316 号線をカツエ坂に進みますと、奇岩カサネ岩がありますが、最近ほとんど森の中に隠れ、見ることができなくなっております。素晴らしい価値のある場

所だというふうに思います。さらに宇生賀から飯谷に流れる川には、雄滝、雌滝、千滝などの滝があります。また、高牟礼山から流れ出た溶岩が大井川に流れ、下笹尾下のエンコウ淵などの滝をつくり、その下の馬乗り淵には柱状節理も見られます。しかし、これら滝などの情報は、観光案内情報にはほとんど掲載されておらず、また道も千滝を除いてほとんど整備されておられません。現在は、訪れる方もほとんど無いと思います。その滝すら、ネット上の書き込みを見ますと、危険度はおそらく県内の滝の中でトップクラス、という残念なコメントが入っています。ドウドウの滝は、訪れた観光客から、阿武町の観光案内チラシには、割と大きな扱いで、この滝の写真が掲載されているが、いざ行ってみると、滝にまったく近づけない、まさに中国電力発電所の、進入禁止というふうになっております。近づけないというのは、いかがなものかと思っている。町と中電でなんとか観光スポットとして解放できるような話し合いはできないか。というネット上の意見を見ました。むしろ大正 7 年に建設された、石組みの、この大井川第 2 発電所の施設と併せて見学できるような努力をするべきではないでしょうか。また、西台に建設されつつある、星空観察の施設は、今のままでは、費用対効果はほとんど見受けられないのではないのでしょうか。単に 1 カ所だけの点ではなく、線から面としての広がりがないと、人を呼び込むことはできないんじゃないかというふうに思います。以上で終わります。

○議長 町長。

○町長 先ほど申し上げましたが、観光は 1 点だけを考えるんじゃなく、線そして面で考えるということで、先ほど小田高正議員の質問にも丁重にお答えしたというふうに思っているわけでありますが、観光資源を考えたときに、やはりそれは価値観の問題でありますから、どのように判断されるか、そのことが一番重要であるわけでございます。そうした中で、阿武町で観光資源、

なにが観光資源となり得るか。そういったことを今一度考えてみる。それは今回の計画の中で考えてみる。それは必要だろうというふうに思っているわけでございます。やはり、観光地となり得るからには、やはり危険性があるてはならない。そういった危険なところを観光地として紹介する。そういった問題等もあるかと、いうふうに思っております。いざ、そういった危険な状況を紹介して、もし事故等があったときには、誰が責任を取るか。そういった問題があるわけでありますから。いずれにいたしましても、観光については、今、資源という問題から、まずもう一度考えてみて、それを具体的に計画等に織り込んでいきたいというふうに思っております。

○議長 3 番、ただ今の執行部の答弁に対する再々質問はありますか。

(3 番、白松博之議員「はい」という声あり。)

○議長 3 番。

○3 番 白松博之 この資源の開発については、是非とももう一度再調査をされ、阿武町のどこにどんな資源が眠っているかということ、是非とも調査をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 それでは、これをもって 3 番、白松博之君の一般質問を終わります。

○議長 以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。

○議長 ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 11時08分

再 開 11時17分

日程第 4 議案第 1 号から日程第 17 議案第 14 号を一括上程

○議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○議長 日程第 4、議案第 1 号専決処分を報告し承認を求めることについて（平成 25 年度阿武町一般会計補正予算（第 8 回））から日程第 17、議案 14 号平成 26 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 回）までを一括議題といたします。

まず、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成 25 年度阿武町一般会計補正予算（第 8 回））について、執行部の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長 それでは、議案書 1 ページです。議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成 25 年度阿武町一般会計補正予算（第 8 回））をご説明いたします。

本案件につきましては、平成 25 年度阿武町一般会計補正予算（第 8 回）の専決処分ではありますが、1,009 万 4 千円を追加するとともに、繰越明許費の追加を行うものであります。2 ページをお願いします。これは専決処分書の写しですが、専決の理由としては、阿武北広域営農団地農道整備事業の年度末の事業予算の追加に伴う町の負担金を早急に補正する必要性が生じたための専決処分であります。別冊の補正予算書の 8、9 ページをお願いします。

（総務課長、歳出、歳入について説明する。）

4 ページをお願いします。次に、第 2 表、繰越明許費の補正であります。2 件ありますが、先ず 1 件目は、仮称阿武町中央公園整備事業のうちのグリーンパークあぶ周辺整備工事で、具体的には、JR から取得いたしました下り線プラットホームの整地及びフェンスの設置であります。用地取得等に不測の日数を要したための繰越であります。また、2 件目は、美咲第 4 分譲宅地造

成工事であります。排水路に特殊な工法等が必要となったこと及び、さらに災害応急対応工事との関係で、資材、人員の確保が一時的に困難となったことに伴う繰越であります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、議案第 2 号、専決処分を報告し承認を求めることについて(平成 25 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 5 回))について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 3 ページをお願いします。議案第 2 号、専決処分を報告し承認を求めることについて(平成 25 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 5 回))について、ご説明いたします。

本案件につきましては、平成 25 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 5 回)の専決処分であります。繰越明許費についての補正であります。次の 4 ページをお願いします。これは、専決処分書の写しですが、専決の理由は、惣郷簡易水道災害復旧工事として、県道福田下惣郷線の道台に導水管を懸架する工事を行うものですが、県道の災害復旧工事が繰越工事となったため、水道の工事も繰越工事とするための国の繰越承認に不測の日数を要したため専決処分であります。それでは、別冊の補正予算書 12 ページをお願いします。第 1 表、繰越明許費といたしまして、事業名、水道施設維持管理事業惣郷簡易水道導水管工事、金額としては 38 万円です。以上です。

○議長 続いて、議案第 3 号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例の一部を改正する条例)について、執行部の説明を求めます。住民課長。

○住民課長 5 ページをお願いいたします。議案第 3 号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例の一部を改正する条例)についてご説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律、平成 26

年法律第 4 号が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されることとなったため、同年 3 月 31 日をもって専決処分をするものです。

今回の改正は、社会保障と税の一体改革を着実に実施するための税制改正で、改正内容は、法人町民税における法人税割の税率改正と軽自動車税の税率引き上げ並びに年金所得に係る特別徴収税額における仮徴収税額の平準化が主なものです。条例の改正につきましては、7 ページから 14 ページに掲げておりますが、改正部分につきましては、23 ページから 75 ページの新旧対照表に下線を記しております。

それでは、内容の説明につきましては、15 ページから 22 ページの説明資料により説明をいたします。第 23 条は、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う条例改正、第 33 条第 5 項につきましては、地方税法改正に伴う号ズレ措置、第 34 条の 4 は、法人住民税の法人税割の標準税率が 12.3 パーセントから 9.7 パーセントへ、制限税率が 14.7 パーセントから 12.1 パーセントに引き下げられました。これに伴い、町における現行の税率 14 パーセント、100 分の 14 を 12.1 パーセント、100 分の 12.1 に改正するものでございます。第 47 条の 2 は、公的年金に係る個人住民税の特別徴収は、特別徴収を通知した後、税額変更をされた場合や賦課期日後に転出された場合は、現行では普通徴収となりますが、改正後は特別徴収を継続するものでございます。第 47 条の 5 は、年間の徴収税額の平準化を図るための措置です。現行では、前年度の本徴収額を仮徴収額としていましたが、改正後は前年度の特別徴収額すなわち年税額の 2 分の 1 に相当する額を仮徴収税額とするものです。

21 ページ中段をご覧ください。年金は、年 6 回、偶数月に支給されます。現行の仮徴収税額は前年分の本徴収額を 3 で割ったもの、すなわち 2 月の徴収額が徴収月の仮徴収額となっております。改正後は、前年度の特別徴収税額、すなわち年税額でありますが、の 2 分の 1 相当額を 3 で割ったものが徴収月の

仮徴収額とするものです。下側の例のように現行では一度生じた不均衡が平準化しないのに対し、改正後は年税額が 2 年連続して同額の場合は、平準化することとなります。

16 ページをお願いします。第 48 条は、法人税法において、外国法人に係る外国税額控除制度が新設されたことに伴い条例を整備するもので、国際的な二重課税を防止するものです。第 52 条は、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されたことに伴う条例整備でございます。第 57 条、第 59 条は、固定資産税の非課税に小規模保育事業及び認定子ども園のための固定資産が適用となったため、2 号を加え、第 10 号の 7 までを第 10 号の 9 までに改めるものです。

第 82 条、附則第 16 条、改正附則第 4 条、第 5 条及び第 6 条に係る軽自動車税の改正について説明いたします。軽自動車税は昭和 33 年に創設され、昭和 59 年に改正をされて以降は、据え置かれております。改正の内容は、大きく分けて 3 点あります。1 点目、第 82 条、改正附則第 4 条、第 6 条に係るもので、三輪車以上の軽自動車、小型特殊自動車の改正でございます。自家用乗用車は 1.5 倍、その他については 1.25 倍、専ら雪上走行するものについては削るものがございます。なお、平成 27 年 3 月 31 日までに最初の車両番号を受けているものについては、改正前の税率とするものです。2 点目、附則第 16 条、改正附則第 5 条に係るもので、平成 28 年度分からは、最初の車両番号を受けたときから 13 年を経過した三輪車以上のものについて、概ね 2 割増しの重課を行うものです。3 点目、第 82 条に係るもので、二輪車等の税率については、平成 27 年度分から原則 1.5 倍とする。ただし、最低 2 千円の税率とするとともに他の税率と均衡を保つこととするものです。

22 ページをお願いします。軽自動車税の税率改正の表に具体的な金額を示しております。1 欄は改正前の税率でございます。丸 2 欄は改正後の税率で、こ

れが基本税率となります。丸 3 欄は平成 27 年 3 月 31 日までに登録していた軽自動車税の税率で、改正前の金額となり、暫定的なものとなります。丸 4 欄は 13 年経過した軽自動車税の税率で、改正後の概ね 2 割増しとなるものでございます。

もう一度 16 ページをお願いします。附則第 4 条の 2 は、租税特別措置法改正に伴う条例改正で、非課税承認を受けた寄付財産を有する公益法人が合併等により、その寄付財産を他の公益法人に移転した場合、一定の要件の下で非課税特例の継続を受けることができることとする規定でございます。

17 ページをお願いします。附則第 7 条の 4 は、株式等を一般株式等と上場株式等に分けたことにより、上場株式等に関する条文を追加するものです。附則第 8 条は、肉用牛の売却に係る事業所得の課税の特例について、適用期限を 3 年間延長するものです。第 10 条の 3 第 9 項は、耐震改修が行われた建築物等で安全確認計画が記載されているものに対して減額措置を創設するものです。附則第 16 条の 3 は、特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外したうえで配当割の課税対象とするものです。

18 ページをお願いします。附則第 17 条の 2 は、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年間延長するものです。附則第 19 条は、株式等に係る譲渡所得を一般株式等と上場株式等に分け、分離課税とする制度に改めたもので、一般株式等の規定でございます。旧第 19 条の 2 を削りまして、新たに第 19 条の 2 に、上場株式等の規定を行うものでございます。第 19 条の 3 は、少額投資非課税制度、日本版 ISA に関係するもので、上場株式等とは区分して所得計算をする規定でございます。第 20 条は、条ズレ措置でございます。

19 ページをお願いいたします。第 20 条の 2 は、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことによるものです。附則

第 21 条は、博物館等の設置及び管理業務を行う地方独立行政法人への財産寄付の非課税申請に関する規定でございます。附則第 21 条の 2 は、移行一般社団法人等に係る非課税措置を廃止するものでございます。

20 ページをお願いします。第 22 条は、条ズレによるものでございます。改正附則第 1 条は施行期日、改正附則第 2 条は適用規定、改正附則第 3 条は固定資産の経過措置が書かれております。改正附則第 4 条、第 5 条、第 6 条は軽自動車税に係るもので、第 82 条のところで説明したとおりでございます。

以上で、議案第 3 号の説明を終わります。

○**議長** 続いて、議案第 4 号及び議案第 5 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、関連がありますので一括して執行部の説明を求めます。住民課長。

○**住民課長** 議案第 4 号、議案第 5 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。

先ず、議案第 4 号について説明いたします。本条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律、平成 26 年法律第 4 号が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されることとなったため、同年 3 月 31 日をもって専決処分するものです。

改正内容は、保険税の負担のあり方と負担の適正化を図るため、保険税の限度額を引き上げることと株式等を上場株式等と一般株式等に分けることに伴う改正が主なものでございます。この条例改正につきましては、78 ページ、79 ページに掲げておりますが、改正部分につきましては、83 ページから 90 ページの新旧対照表に下線を記しております。

それでは、内容の説明につきましては、説明資料 80 ページから 82 ページにより説明させていただきます。80 ページをお願いします。第 2 条は、課税額に係

るもので、賦課限度額を後期高齢者支援金においては14万円を16万円に、介護納付金においては12万円を14万円に改めるものでございます。

81ページをお願いします。第18条は、条ズレによるものです。第23条は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定について、5割軽減の基準については24万5千円を乗ずる被保険者数に、今までは世帯主は含まれないという状況でございましたが、世帯主を含めるとともに、2割軽減の基準につきましては、被保険者数に乘ずる金額35万円を45万円に改正するものです。附則第3項は、特定公社債の利子等について、利子割りの課税対象から除外したうえで、配当割りの課税対象とするものです。附則第6項、第7項は、株式等に係る譲渡所得を一般株式等と上場株式等に分け、分離課税とする制度に改めたもので、第6項が一般株式等の規定、第7項は上場株式等について規定するものです。第8項、第9項は、上場株等の譲渡損益と非上場株式の譲渡損益との通算及び上場株等の配当等と譲渡損益の間で損益通算ができておりましたが改正により、公社債の利子及び譲渡損益と上場株式等との配当及び譲渡損益と通算ができるようにするものです。第8項は、配当所得に係るもので、第9項は、上場株式に係る繰越控除について規定したものです。

82ページをお願いします。第10項、第11項は、特定中小会社が発行した株式をその日から上場等の前日までに株式等を譲渡し、損失を生じた場合、翌年度分の株式等に係る譲渡所得の金額を計算上控除してもなお、控除しきれない金額がある場合、3年内の繰越控除ができる規定で、第12項から第16項は、項ズレ対応でございます。第16項は、配当所得を利子所得と配当所得及び雑所得に改正するものです。第17項は項ズレ対応でございます。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行します。なお、附則の改定規定は平成29年1月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第5号を説明いたします。91ページをお願いいたします。

本条例の一部改正につきましては、平成26年度 1 期分の納付が 6 月 1 日から始まることから、税率を 5 月 31 日までに条例に定めなければならないため、5 月 30 日をもって専決処分をするものです。

国民健康保険税は、その年に予想される医療費の支出から、国県支出金や病院で支払う一部負担金等の収入を差し引いた額を必要税額として試算しておりますが、保険税率は医療費、所得等の動向により変動しますので、毎年見直しを行っているところでございます。本年度の改正は、当初予算、歳入予算等を踏まえ、医療費の動向を勘案し、低所得者の段階的な負担軽減を図りつつ、税率の改正を行っているところでございます。

それでは、改正内容につきましては、94 ページから 96 ページの新旧対照表により説明いたします。下線は議案第 4 号に係るもので、網掛けがされた部分が本議案、税率の改正箇所となっております。

それでは 94 ページをお願いいたします。第 9 条の 2 は、介護保険等に充てるため、一人当たりの均等割額を定めるもので、1 万 600 円を 1 万 1,200 円に改めるものです。第 9 条の 3 は、介護保険に充てるため、世帯当たりの平等割額を定めるもので、5,600 円を 6 千円に改めるものです。第 23 条は、所得が一定以下の世帯に対し負担の軽減を図るため、世帯主と国保加入者の所得金額の合計額が軽減の基準を下回るとき、均等割額及び平等割額を 7 割、5 割、2 割の 3 段階において減額することを定めたものです。

95 ページをお願いします。同条第 1 項第 1 号オ中につきましては、介護保険にかかる 7 割軽減世帯の減額する 1 人当たりの均等割額を定めたもので、7,420 円を 7,840 円に改め、同号カ中につきましては、介護保険にかかる 7 割軽減世帯の減額する 1 世帯当たりの平等割額を定めたもので、3,920 円を 4,200 円に改めるものです。同項第 2 号オ中につきましては、介護保険に係る 5 割軽減世帯の減額する 1 人当たりの均等割額を定めたもので、5,300 円を 5,600 円に改

め、同号カ中につきましては、介護保険に係る 5 割軽減世帯の減額する 1 世帯当たりの平等割額を定めるもので、2,800円を 3 千円に改めるものです。

96ページをお願いします。同項第 3 号オ中につきましては、介護保険に係る 2 割軽減世帯の減額する 1 人当たりの均等割額を定めるもので、2,120円を 2,240円に改め、同号カ中につきましては、介護保険に係る 2 割軽減世帯の減額する 1 世帯当たりの平等割額を定めたもので、1,120円を 1,200円に改めるものです。

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行するものでございます。

なお、改正税率の算出根基並びに平成26年度の国民健康保険税の税率につきましては、97ページから101ページに掲げておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第 4 号、議案第 5 号の説明を終わります。

○議長 続いて、議案第 6 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例と議案第 7 号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例については、関連がありますので一括して執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案書の102ページをお願いします。議案第 6 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明します。

宇田中央地区の町営住宅の供用開始に伴う条例の一部改正をお願いするものでございますが、団地の名称、宇田中央、位置、阿武町大字宇田2229番地 1、建設年度、平成25年度、構造、木造瓦葺き 2 階建て、戸数、2 でございます。

次に、104ページをお願いします。議案第 7 号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例についてご説明します。

この使用料条例の一部改正につきましても、宇田中央地区の町営住宅の供用開始に伴う改正でございます。1 台分の駐車場区画当たりの使用料を月額千円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、議案第 8 号、阿武町飲料水供給施設の設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 106ページをお願いします。議案第 8 号、阿武町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。

平成23年度から事業実施しておりました土飲料水供給施設の完成、供用開始に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

施設の名称、土飲料水供給施設、主たる設置場所、阿武町大字奈古字長浴4380番地でございます。

○議長 続いて、議案第 9 号、財産の取得について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、108ページをお願いします。議案第 9 号、財産の取得について、をご説明いたします。

本案件は、グリーンパークあぶの上手、東側でございますが、これの隣接地に新たに柳橋分譲宅地を造成するための土地の取得であります。面積が 5 千平米を超えますので、町条例の規定によりまして議会のご議決をお願いするものであります。物件の表示は、阿武町大字奈古字柳橋2976番 3 ほか15筆であります。地目は田で、面積は合計で 1 万632平米、取得先につきましては個人10人で、詳細につきましては、右の109ページのとおりでございます。取得価格は、1 平米当たり 5 千円、反当に直しますと約500万円となりますが、これを合計しますと 5 千316万円の予定としております。

110ページをお願いします。これが用地の地積図であります。赤の着色部分が今回の取得用地で、その上側が J R の軌道敷きなり小学校の方であります。下側が郷川、左手の緑の部分がグリーンパークあぶというふうになります。それから上の、図面の縮尺が千分の 1 と書いてある部分、あそこが小学校前の踏切の所、それからすぐ左の、3031の 5、田となっておりますが、これが現在は池田彦江さんの樹園地となっております。その下が小田倫穂さんのお宅とい

うふうな位置関係となります。取得面積につきましては、先ほど申しましたように約 1 ヘクタールであります。今後、詳細な区画割り設計等を行って見なければわからない部分もありますけども、現時点で 1 区画が、現在分譲しておりますような感じで 80 から 100 坪程度で、区画については 20 ないし 25 くらいの間で造成できるのではないかなというふうに考えております。

それから、造成期間につきましては、埋め立てによる嵩上げが必要となりますが、これにつきましては、町道長浜西ヶ畑線、これの残土が出ますので、これを是非有効活用したいと考えておりますから、本年の秋が済んでからということになるかと思いますが、それから埋め立てを始めていくということですが、面積が大きいので、造成に約 1 年くらいかかるかなというふうな感じもありますので、実際の売り出しにつきましては、平成 28 年度の中盤、うまくして中盤、あるいはもしかしたら埋め立て等の都合にもよりますが、29 年度の頭くらいからになるのではないかなというふうに考えております。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、議案第 10 号、平成 26 年度阿武町一般会計補正予算（第 1 回）について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 111 ページです。議案第 10 号、平成 26 年度阿武町一般会計補正予算（第 1 回）をご説明します。今回の補正額につきましては、5,562 万 5 千円の増額で、補正後の歳入歳出予算の総額につきましては 28 億 862 万 5 千円となるところであります。以上です。

○議長 続いて、説明をお願いします。

説明は、歳出からお願いします。22 ページ、1 款、1 項議会費から。議会事務局長。

（議会事務局長、議会費について説明する。）

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、一般管理費、のうそんセンター費、情報政策費、企画総務費、企画振興費、文書広報費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、税務総務費、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 ここで昼食のため会議を閉じます。午後は 1 時から再開いたします。

休 憩 11時57分

再 開 12時57分

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、住民課長より発言を求められておりますのでこれを許します。住民課長。

○住民課長 大変申し訳ございません。94ページの新旧対照表でございますが、下から11行目でございますが、現行14万円というところに下線が入りますのと、その改正の部分は、括弧の中の、当該減額して得た額が14万円とありますのを16万円と、下から7行目ですが、改正の部分の12万円を14万円に、現行の12万円の所に下線を付け、その下ですが、同じく12万円の所に下線をお願いします。

○議長 それでは一般会計の補正の説明を続けます。民生課長。

(民生課長、社会福祉総務費、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、保健衛生総務費、診療所費、保険事業費、塵芥処理費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、農業政策費、阿武町西台放牧場管理費、農地集積・集約化対策事業費、林業政策費、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費、地域おこし協力隊事業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、土木総務費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、事務局費、給食センター費、社会教育総務費、町民センター費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、25 災公共土木施設災害復旧事業費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。18 ページ、13 款国庫支出金から、総務課長)

(総務課長、災害復旧費国庫負担金、総務費国庫補助金、衛生費県補助金、農林水産業費県補助金、商工費県補助金、繰越金、雑入、災害復旧債について説明する。)

○議長 続いて、議案第 11 号、平成 26 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 1 回)について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 112 ページをお願いします。議案第 11 号、平成 26 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 1 回)についてご説明いたします。今回の補正は、予算の総額から 40 万 3 千円を減額し、予算総額を 6 億 8,351 万 5 千円とするものです。それでは、別冊の補正予算書の 44 から 45 ページをお願いします。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第 12 号、平成 26 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 1 回)について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 113 ページをお願いいたします。議案第 12 号、平成 26 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 1 回)についてご説明いたします。今回の補正は、予算の総額に 262 万円を追加し、予算総額を 6,053 万 3 千円とするものです。それでは、別冊の補正予算書の 56 から 57 ペ

ージをお願いします。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第13号、平成26年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の114ページをお願いいたします。議案第13号、平成26年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)についてご説明いたします。今回の補正は、予算の総額に1万円を追加し、予算総額を7億1,431万円とするものです。それでは、別冊の補正予算書の66から67ページをお願いします。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第14号、平成26年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案第14号、平成26年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)について説明いたします。今回の補正は、予算の総額に133万6千円を追加し、予算総額を4,757万9千円とするものです。それでは、別冊補正予算書の74、75ページをお願いします。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 以上で、議案の説明を終わります。

続いて、提出議案に対する質疑に入ります。質疑は、一括して行います。

議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(平成25年度阿武町一般会計補正予算(第8回))から議案第14号、平成26年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)までの14件について、一括して質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了します。

日程第 18 委員会付託

○議長 日程第 18、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第 1 号から議案第 14 号については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から議案第 14 号については、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

なお、この後直ちに、阿武町行財政改革等特別委員会が開催されますので、資料をご持参の上、委員会室へご参集ください。

○議長 本日は、これをもって散会といたします。全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

散 会 13時25分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 田 中 敏 雄

阿武町議会議員 末 若 憲 二

阿武町議会議員 長 嶺 吉 家